広陵町訓令乙第２号

公室及び各部課（かい）長

令和９年度予算編成方針について、次のとおり令達する。

令和８年１０月７日

広陵町長　吉　村　裕　之

現時点では、国の「令和９年度予算編成方針」及び「令和９年度地方財政計画」は未定ではあるが、現下の社会経済情勢に鑑み、概ね次のような状況と判断される。

（国の動向及び地方財政）

令和８年９月の内閣府の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」と報告され、先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としている。このような中、政府は政策の基本的態度を「７月２１日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」に基づき、「責任ある積極財政」の考え方の下で、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。足元では、様々なリスクに機動的に対応しつつ、デフレに後戻りしない「成長型経済」への移行を確実なものとする。中東情勢に対しては、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置や電気・都市ガス料金の負担軽減策等を実施している。代替調達や必要に応じた備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給

の確保及び流通の円滑化等に努める。令和８年度予算に加え、リスクの最小化の観点から万全の対応を図るものとして編成した令和８年度補正予算を、情勢の変化に応じて適切かつ機動的に執行する。令和８年熊本地震について、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」を速やかに実行する。」としている。

また、「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」の中で、「令和９年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」等に基づき、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和８年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するため、適切に要求・要望。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。」としている。

（本町の財政状況と見通し）

一方、令和７年度決算における本町の財政状況は、歳入については、町税や地方交付税、諸収入等で増加となったものの、新清掃施設建設に係る大規模な町債借入れがあった令和６年度と比較し、大型の借入れがなく町債が大きく減少したことにより、決算額は微減している。歳出については、ときわ広陵こども園施設整備費や放課後こども育成教室に係る委託料、扶助費等で増加となったものの、退職者等の影響により人件費が一時的に減少し、新清掃施設建設負担金が施設の建設進捗に伴い大幅に減少したことにより、決算額は減少している。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は９２．６％と前年度から０．１％改善したものの依然として高く、借金を示す地方債残高は普通会計で約１２６億６，０００万円となり、昨年度から約１億４，０００万円減少したが、今後は、不燃ごみ等中継施設等建設事業や、公共施設の老朽化による再整備や修繕事業等が控え、将来にわ

たり多額の債務を抱える見込みである。

また、令和７年度決算においては、普通交付税の追加交付等により、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となっているが、金利の引上げや物価上昇等の影響による企業収益及び個人収益の悪化は引き続き懸念され、今後の財政環境は予断を許さない状況である。

このような中、令和９年度の財政見通しについては、税収については緩やかに回復傾向にあるものの、税を財源とする交付金、地方交付税について現状は不透明である。一方、歳出では人件費の増大、社会保障関連経費や公共施設の維持・再整備に係る経費の更なる増大が見込まれる状況であり、国の経済対策と連動した施策を展開していく必要がある。

（予算編成）

１　基本的な考え方

令和９年度は、第５次広陵町総合計画中期基本計画（令和８年度から令和１１年度まで）の２年目に当たり、同計画に掲げる将来像の実現に向け、各施策を着実に推進する重要な年度である。

令和９年度予算については、中期基本計画に掲げる主要課題の解決及び施策目標の達成に向け、事業の必要性、優先度及び効果を十分に検証し、限られた財源を重点的かつ効果的に配分するものとする。

一方、本町の財政状況については、令和７年度一般会計決算において、実質収支は約６億４，８００万円の黒字となり、地方債残高についても前年度から減少するなど、一定の財政健全性を維持している。

また、健全化判断比率については、実質公債費比率が５．２％、将来負担比率が１５．９％となっている。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は９２．６％と依然として高い水準にあり、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費が財政運営に与える影響について、引き続き注視する必要がある。

さらに、令和７年度一般会計決算では、約６億３，８００万円の不用額が生じている。

不用額には、入札差金、事業費の確定、制度利用者数の変動等により生じるものもあり、その全てを削減可能な財源と捉えるものではない。しかしながら、限られた財源を真に必要な施策へ適切に配分するためには、予算額と決算額との乖離及びその要因を検証し、その結果を次年度の予算編成に反映していくことが重要である。

今後は、公共施設等の老朽化対策、大規模事業の実施、社会保障関係経費の増加に加え、物価、人件費及び金利の上昇等による財政負担の増加が見込まれることから、現在の財政状況のみをもって楽観視することなく、中長期的な視点に立った持続可能な財政運営を進めていく必要がある。

このため、令和９年度予算編成においては、総合計画と予算との連動を一層強化するとともに、前年度予算額を基礎とした予算編成から、決算実績、執行状況及び事業効果を重視した予算編成への転換を図る。

単なる一律的な歳出削減を目的とするのではなく、「必要な事業には必要な予算を確保し、使われない予算は計上しない」ことを基本として、予算の精度を高めるとともに、中期基本計画の実現に資する施策へ財源を重点的に配分するものとする。

公室及び各部課（かい）長においては、この基本的な考え方を十分に認識し、前例にとらわれることなく、主体的かつ責任を持って予算編成に取り組むこと。

２　令和９年度予算編成における５つの重点方針

- 総合計画と予算との連動
- 決算等実績の予算への反映
- 既存事業の不断の見直し
- 積極的な財源確保
- 予防保全の視点からの適時適切な投資

(1)　総合計画と予算との連動

令和９年度予算は、第５次広陵町総合計画中期基本計画に掲げる将来像及び施策目標の

実現に向け、各施策を具体化し、着実に推進するためのものである。

予算要求に当たっては、各事業の総合計画上の位置付けを確認するとともに、当該事業が施策目標の達成にどのように寄与するのかを明確にすること。

また、総合計画に位置付けられていることのみをもって予算化するのではなく、事業実施計画及び行政評価との連携を図り、令和９年度に実施する必要性、優先度及び事業効果を十分に検証すること。

(2)　決算等実績の予算への反映

予算要求に当たっては、前年度予算額を当然の出発点とすることなく、過去の決算額、不用額及び執行率並びに令和８年度の執行見込みを十分に検証し、実績及び実態に即した年間所要額を積算すること。

特に、継続して不用額が生じている事業又は予算額と決算額との乖離が大きい事業については、その要因を分析し、令和９年度の要求額に適切に反映すること。

なお、物価及び人件費の上昇、制度改正、支給・支援対象者の増加その他合理的な増額要因がある場合は、その根拠を明確にした上で、必要な額を適切に要求すること。

(3)　既存事業の不断の見直し

既存事業については、前年度まで実施していることを理由として当然に継続するのではなく、現在の行政需要や社会経済情勢を踏まえ、必要性、実績及び効果を改めて検証すること。

長期間にわたり見直すことなく同様の内容で実施している事業、利用実績が低下している事業、当初の目的をおおむね達成した事業等については、廃止、縮小、統合又は実施方法の変更を含めて見直すこと。

また、新規又は拡充事業については、既存事業との重複の有無を確認するとともに、既存事業の見直しも含め、より効率的な方法により同等以上の効果を得ることができないかという視点を持って検討すること。

(4)　積極的な財源確保

事業の実施に当たっては、一般財源による実施を当然の前提とすることなく、国・県支出金、交付税措置のある地方債、各種団体の助成制度その他活用可能な財源について積極的に情報収集すること。

特に投資的事業については、事業の検討段階から財政担当課と情報を共有し、事業内容、実施時期又は実施方法を工夫することにより、最も有利な財源の活用に努めること。

また、町有財産の有効活用、広告料その他の収入についても検討し、歳出の見直しと歳入の確保の両面から一般財源の負担軽減を図ること。

(5)　予防保全の視点からの適時適切な投資

財政健全化は、単に歳出を抑制することを意味するものではない。

公共施設等の老朽化対策、防災・減災対策、省エネルギー化、デジタル化その他将来の行政コスト又は財政負担の軽減につながる事業については、中長期的な費用対効果を検討した上で、計画的に実施すること。

特に、必要な修繕又は更新を先送りすることにより将来の財政負担が増加することのないよう、予防保全の視点を持つとともに、投資的事業については、維持管理費、更新費、地方債の償還等を含めたライフサイクルコスト及び後年度負担を十分に検討すること。